

2017 年度課題別研修「エネルギーの高効率利用と省エネの推進（C）」
に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構中国国際センター（以下「JICA 中国」という。）は以下の業務について、別紙のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた省エネルギー推進省庁関係者に対し、所定の案件目標を達成するべく、将来のエネルギーの需要予測を立て、省エネルギーのための政策案を作成する能力を向上させるために必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人ひろしま国際センター（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、これまで JICA 中国所管地域において過去に JICA 研修事業の実績があります。特に、省エネルギー分野における研修について、広島県内を始めとする視察先の選定、実習先や適格な講師の選定、研修員に対するファシリテーション等、JICA 研修事業を円滑に実施するために豊富な実施経験を有していることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2017 年度 課題別研修「エネルギーの高効率利用と省エネの推進（C）」
- (2) 業務の目的：上記研修コースの実施及びその運営に必要な業務の遂行
- (3) 業務内容：研修委託業務概要 別添1のとおり
- (4) 契約履行期間：2017 年 6 月中旬から 9 月下旬まで（予定）

2 応募要件

- (1) 基本的要件：
 - ① 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
 - ② 公示日において、平成 28・29・30 年度全省庁統一資格の競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という。）。なお、全省庁統一資格者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
 - ③ 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行っている場合は、更生計画又は再生計画が発効していること。
 - ④ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者(以下、「応札者」という。)が、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していること。なお、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 応札者の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ. 応札者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。

エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- (2) その他の要件:以下の資格、認証等を有すること。

案件受託上の条件として、2017年度案件を第一回目として受託し、2019年度まで計三回、同一案件を受託可能であること。なお、2017年度案件を受託した者とは、業務実施上に特段の問題がない限り、2019年度案件まで随意契約を行う予定である(但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く)。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行った上で締結する。

3 手続きのスケジュール

(1)参加意思確認 申請書の提出	提出期間	2017年4月27日(木)午前10時から 同年5月17日(水)午後5時まで
	提出場所	〒739-0046 広島県東広島市鏡山 3-3-1 JICA 中国 研修業務課 (担当:小谷)
	提出書類	参加意思確認書、2 応募要件に求められる実績等を証明する資料(写し可)
	提出方法	持参又は郵送(書留としてください。)
(2)審査結果の通知	通知日	2017年5月25日(木)
	通知方法	郵送
(3)応募要件無し の理由請求	請求場所	〒739-0046 広島県東広島市鏡山 3-3-1 JICA 中国 研修業務課 (担当:小谷)
	請求方法	持参又は郵送(書留としてください。)
	回答予定日	2017年6月1日(木)
	回答方法	郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

担当部課:JICA 中国研修業務課

以上

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
中国国際センター契約担当役
所長 池田 修一 殿

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

「2017年度 課題別研修「エネルギーの高効率利用と省エネの推進(C)」に係る
参加意思確認公募について」に係る応募要件を満たしており、
業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件:

平成 28・29・30 年度全省庁統一資格資格審査結果通知を有していない場合は、次の書類を添付してください。<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>

- 簡易審査申請書
(http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind_examine.pdf)
- 登記事項証明書(写) (法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの)
- 納税証明書(写)(その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの)
- 財務諸表(写)(直近1ヵ年分、法人名及び決算期間が記載されていること)

(2) その他の要件:

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以上